

2024年5月14日

各位

会 社 名 株式会社大紀アルミニウム工業所 代表者名 代表取締役社長執行役員 林 繁典 (コード番号:5702 東証プライム市場) 間合せ先 上席執行役員管理部長 黒須 弘人 (TEL06-6444-2751)

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を2024年6月21日 開催予定の第97回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の目的

(1) 取締役の員数変更

今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、コーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう、現行定款第21条の取締役の員数を8名以内から10名以内に変更するものであります。

(2) 取締役及び監査役の責任免除新設

取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、有用かつ多様な人材の招聘を行うことを可能とするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を新設するものであります。

なお、変更案第26条(取締役の責任免除)第1項の新設については、各監査役の同意 を得ております。

(3) 非業務執行取締役及び監査役の責任限定契約

上記(2) 同様の目的により、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することができるよう変更するものであります。

なお、変更案第26条(取締役の責任免除)第2項の変更については、各監査役の同意 を得ております。

(4) その他

上記変更のほか、当社における手続き等の明確化、会社法との整合性の確保、条項の整理を目的とする変更、条数及び表現の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

# 2. 変更内容

別紙のとおり。

## 3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 2024 年 6 月 21 日 定款変更の効力発生日 2024 年 6 月 21 日

経済新聞に掲載して行う。

(下線は変更箇所を示しております。) 現 行 定 款 孪 案 第1章 総則 第1章 総則 (商号) (商号) 当会社の商号は、株式会社大紀アルミニウム 第1条 本会社の商号は株式会社大紀アルミニウムエ 第1条 工業所と称し、英文では、DAIKI ALUMINIUM 業所と称する。英文では、DAIKI ALUMINIUM INDUSTRY CO..LTD. と表示する。 INDUSTRY CO..LTD. と表示する。 (日的) (日的) 第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. アルミニウムおよびその合金再生塊、鋳造品、 アルミニウムおよびその合金再生塊、鋳造品、 鍛造品、圧延製品の製造加工ならびに売買 鍛造品、圧延製品の製造加工および売買 2. 銅、亜鉛等の非鉄金属地金の製造加工ならびに (2) 銅、亜鉛等の非鉄金属地金の製造加工および 3. アルミニウム、銅、亜鉛等の非鉄金属屑の加工 (3) アルミニウム、銅、亜鉛等の非鉄金属屑の加 ならびに売買 Tおよび売買 4. アルミニウム、銅、亜鉛、鉄等の金属の再生な (4) アルミニウム、銅、亜鉛、鉄等の金属の再生 らびに再利用 および再利用 5. 金物製品の製作加工ならびに売買 金物製品の製作加工および売買 6. 工業炉および関連設備、機器の設計、製作、販 (6) 工業炉および関連設備、機器の設計、製作、 売ならびに補修 販売および補修 7. タイル、れんが、ブロック工事 タイル、れんが、ブロック工事 (8)機械器具設置工事 8. 機械器具設置工事 9. 熔剤等の製造ならびに販売 (9) 熔剤等の製造および販売 (10) 前各号に付帯する一切の事業 10. 前各号に付帯する一切の事業 (所在地) (本店の所在地) 第3条 第3条 当会社は、本店を大阪府大阪市に置く。 本会社は本店を大阪府大阪市に置く。 (機関) (機関) 本会社は株主総会および取締役のほか、次の 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次 第4条 機関を置く。 の機関を置く。 1. 取締役会 (1) 取締役会 2. 監査役 (2) 監査役 3)監査役会 3. 監査役会 4. 会計監査人 (4) 会計監査人 (公告方法) (公告方法) ~当会社の公告<u>方法</u>は、電子公告とす<u>る</u>。ただ し、事故その他やむを得ない事由によって電子 公告による公告をすることができない場合は、 第5条 本会社の公告は電子公告により行う。但し、 第5条 事故その他やむを得ない事由によって電子公告 による公告をすることができない場合は、日本 日本経済新聞に掲載して行う。

現	行	定	款
44	2 ==	<del>1</del> /+-	+

#### 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、<u>16,000</u> 万株とする。

## (自己の株式の取得)

第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は100株とする。

#### (単元未満株式についての権利)

第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をす

る権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て

3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### (株式取扱規則)

第10条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

# (株主名簿管理人)

第11条 本会社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿

管理人に委託し、本会社においては取扱わない。

第2章 株式

重

案

孪

(発行可能株式総数) 第6条 <u>当</u>会社の発行可能株式総数は、<u>160,00</u> 0.000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式に ついて、次に掲げる権利以外の権利を行使する

ついく、次に掲げる権利以外の権利を行使する ことができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求を する権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当 ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権 利

# (株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

# (株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株 予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管 理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 現 行 定 款

第3章 株主総会

(株主総会の種類)

第12条 株主総会は定時株主総会および臨時株主総会 の2種とする。

(株主総会開催の時期)

第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内 に開催する。

臨時株主総会は必要が生じたとき開催する。

(定時株主総会の基準円)

第14条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年3月31日とする。

(株主総会の招集権者)

第15条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、 取締役会の決議をもって社長が招集する。

> 社長に事故があるときは副社長または取締役 会の定めた順序により他の取締役が代行する。

(株主総会の議長)

第16条 株主総会の議長は社長がこれにあたる。 社長に欠員またはさしつかえがあるときは、 取締役会であらかじめ定めた順序により他の取 締役が代行する。

(電子提供措置等)

第17条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類等の内容である情報について、電子提 供措置をとる。

本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法 務省令で定めるものの全部または一部について、 議決権の基準日までに書面交付請求した株主に 対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の 定めがある場合のほか出席した議決権を行使す ることができる株主の議決権の過半数をもって

会社法第309条第2項に定める決議は、議 決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議決権 の3分の2以上をもって行う。

更 第3章 株主総会

案

孪

(削除)

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを 招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時 これを招集する。

(定時株主総会の基準円)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除 き、取締役会の決議をもって社長がこれを招集 し、議長となる。

2 社長に事故があるときは、取締役会において あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株 主総会を招集し、議長となる。

(削除)

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類等の内容である情報について、電子提 供措置をとるものとする。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法 務督令で定めるものの全部または一部について、 議決権の基準日までに書面交付請求した株主に 対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段 の定めがある場合を除き、出席した議決権を行 使することができる株主の議決権の過半数をも って行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議 決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議決権 の3分の2以上をもって行う。

現行定款	変更案
(議決権の代理行使) 第19条 株主が代理人に委任してその議決権を行使し ようとする場合はその代理人は本会社の議決権 を有する株主1名であることを要する。 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を 証明する書面を本会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第 <u>17</u> 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1 名を代理人として、その議決権を行使すること ができる。 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権 を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
(議事録) 第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し議長ならびに出席した取締役は記名なつ印するものとする。	(削除)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数) 第 <u>21</u> 条 <u>本</u> 会社の取締役は <u>8</u> 名以内とする。	(員数) 第 <u>18</u> 条 <u>当</u> 会社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。
(選任) 第 <u>22</u> 条 取締役は株主総会において選任する。 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
取締役の選任決議は累積投票によらない。	<u>3</u> 取締役の選任決議は <u></u> 累積投票によらない <u>も</u> <u>のとする</u> 。
(任期) 第 <u>23</u> 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。 <u>補欠</u> または増員により選任された取締役の任 期は <u>他の</u> 在任取締役の任期の満了する時までと する。	(任期) 第 <u>20</u> 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。 2 増 <u>員</u> または <u>補欠</u> により選任された取締役の任 期は、在任取締役の任期の満了する時までとす る。
(代表取締役) 第 <u>24</u> 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を 選定する。	(代表取締役および役付取締役) 第 <u>21</u> 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を 選定する。 <u>2 取締役会は、その決議によって取締役会長を</u> 選定することができる。
(役付取締役) 第25条 取締役会は、その決議によって取締役会長1 名を選定することができるものとする。	(削除)

現行定款

(取締役会の招集)

第27条 取締役会を招集するには各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。但し、取締役および監査役の全員の同意があるときはその期間を短縮し、または招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(取締役会決議の省略)

第28条 本会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が当該提案について異議を述べなかった時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役は記名なつ印するものとする。

(取締役会規則)

第<u>31</u>条 取締役会に関する事項は法令または本定款の ほか、取締役会において定める取締役会規則に よる。

(取締役の報酬等)

第<u>30</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として本会社から受ける財産上の利益(以下、 「報酬等」という。)は、株主総会の決議によっ て定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第<u>33</u>条 (新設)

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

変 更 案

(取締役会の招集通知) 第<u>22</u>条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに 各取締役および各監査役に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮 することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が当該提案について異議を述べなかった時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(削除)

(取締役会規則)

第<u>24</u>条 取締役会に関する事項は、法令または本定款 のほか、取締役会において定める取締役会規則 による。

(報酬等)

第<u>25</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として当会社から受ける財産上の利益(以下、 「報酬等」という。)は、株主総会の決議によっ て定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

現 行 定 款	変 更 案
(顧問および相談役) 第32条 取締役会はその決議をもって顧問および相談 役を置くことができる。	(削除)
(執行役員及び役付執行役員) 第26条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。 取締役会は、その決議によって社長執行役員 1名、副社長執行役員、専務執行役員、その他 役付執行役員若干名を選定することができるものとする。	(執行役員および役付執行役員) 第27条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。 2 取締役会は、その決議によって社長執行役員 1名、副社長執行役員、専務執行役員、常務執 行役員およびその他役付執行役員若干名を選定することができるものとする。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
(員数) 第 <u>34</u> 条 本会社の監査役は4名以内とする。 そのうち半数以上は、社外監査役でなければ ならない。	(員数) 第 <u>28</u> 条 <u>当</u> 会社の監査役は <u>、</u> 4名以内とする。
(選任) 第 <u>35</u> 条 監査役は株主総会において選任する。 前項の選任決議は、議決権を行使することが できる株主の議決権の3分の1以上を有する株 主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(選任方法) 第 <u>29</u> 条 監査役は、株主総会において選任する。 <u>2 監査役</u> の選任決議は、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数をもって行 う。
(任期) 第 <u>36</u> 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として 選任された監査役の任期は、退任した監査役の 任期の満了する時までとする。	(任期) 第 <u>30</u> 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として 選任された監査役の任期は、退任した監査役の 任期の満了する時までとする。
(常勤監査役) 第 <u>37</u> 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役 を選定する。	(常勤の監査役) 第 <u>31</u> 柔 監査役会は、その決議によって常勤の監査役 を選定する。
(監査役会の招集) 第38条 監査役会を招集するには各監査役に対し、会 日の3日前までに通知を発するものとする。但 し、監査役全員の同意があるときはその期間を 短縮し、または招集の手続を経ないでこれを開 催することができる。	(監査役会の招集通知) 第 <u>32</u> 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに 各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮することができ る。
IE 7 OCCIN (C.O.	2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

現 行 定 款 孪 案 (議事録) (削除) 監査役会における議事の経過の要領およびそ の結果ならびにその他法令に定める事項につい ては、これを議事録に記載し、議長ならびに出 席した監査役は記名なつ印するものとする。 (監査役会規則) (監査役会規則) 第41条 監査役会に関する事項は法令または本定款の 第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款 ほか、監査役会において定める監査役会規則に のほか、監査役会において定める監査役会規則 よる。 による。 (監査役の報酬等) (監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって 定める。 定める。 (社外監査役との責任限定契約) (監査役の責任免除) 第<u>35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役</u> 第47条 であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の 限度において、取締役会の決議によって免除す ることができる。 本会社は、会社法第427条第1項の規定に

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

#### 第6章 計算

(事業年度)

第<u>43条 本会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3</u>月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第<u>44</u>条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31 日とする。

(中間配当金)

第<u>45条</u> 本会社は、取締役会の決議により、毎年9月 30日を基準日として中間配当を<u>行う</u>ことがで きる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第<u>46</u>条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とす

第6章 計算

(事業年度)

第<u>36条 当会社の事業年度は、</u>毎年4月1日から翌年 3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第<u>37条</u> 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31 日とする。

(中間配当)

第<u>38</u>条 <u>当</u>会社は、取締役会の決議によって、毎年9 月30日を基準日として中間配当を<u>する</u>ことが できる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。